
練馬区地域福祉計画推進委員会
第6期第1回福祉のまちづくり部会

- 1 日時 令和7年8月6日（水）午前10時～午前11時45分
- 2 場所 練馬区役所20階 交流会場
- 3 出席者 **【部会員】**
植田部会員、山崎部会員、伊東部会員、青木部会員、岩澤部会員、
倉本部会員、山本部会員、瀬戸部会員、金部会員、鴨治部会員、
石井部会員、橋本部会員、轡田部会員（以上13名）
【区出席者】
福祉部管理課長、障害者サービス調整担当課長、建築課長、交通企画課長、
土木部計画課長
福祉部管理課事務局
福祉部管理課地域福祉係長
建築課事務局
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0名
- 6 議題 (1) 委員委嘱・委員自己紹介
(2) 部会長および副部会長選出
(3) 練馬区地域福祉計画推進委員会について
(4) 令和6年度取組状況報告
(5) 練馬区地域福祉計画
～みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン～の策定報告
(6) バリアフリー施策の動向
(7) 令和7年度取組について

○建築課長 練馬区地域福祉計画は、昨年度改訂作業を行いました。今期につきましては、計画が予定どおり進んでいるか取組状況を御報告させていただき、御意見を頂戴するということになります。

第5期から継続してお願いしている委員の方々、それから、今期から御参加いただいている委員の方々、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

なお、福祉のまちづくり部会につきましては、練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱第6条に基づく「専門部会の設置」に基づいて設置されております。要綱の全文につきましては、資料の一番最後にございますので、お時間のあるときに御確認をいただければと思います。

本日は、部会長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。

事務局から委員の出席状況、また、この会議の情報公開と傍聴について報告をお願いします。

○事務局 委員の出席状況について御報告をいたします。

現在13名の部会員の方に御出席をいただいております。

なお、宗形委員、渡邊委員からは欠席の御連絡をいただいております。

また、本日の会議は公開となっております。本日、傍聴の方はおりません。

会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にお送りいたしますので、確認をお願いいたします。

なお、会議内容につきましては、記録のための録音をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○建築課長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入る前に、資料の確認をお願いいたします。

○事務局 事務局です。資料の確認をさせていただきます。

まず、次第になります。

資料1として、福祉のまちづくり部会部会員団体一覧。A4、1枚です。

資料2、練馬区地域福祉計画推進委員会について。A4、1枚です。

資料3-1、練馬区地域福祉計画（令和2～6年度）最終評価について。左上ホチキス留めになっているA4ものです。

資料3-2、練馬区地域福祉計画（令和2～6年度）取組状況シート。A3ホチキス留めの資料となっております。

資料3-3、取組状況評価シート補足資料。A4のホチキス留めの資料です。

資料4、バリアフリー施策における最近の動向。A4、1枚です。

資料5-1、民間建築物のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進。A4、1枚です。

資料5-2、バリアフリー整備・設計のヒント集（出入口編）。冊子、1冊です。

資料5-3、ユニバーサルデザインの理解の促進。A4、1枚です。

別紙といたしまして、練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱。

以上が事前に送付させていただいております資料になりますが、不足はありませんでしょうか。

また、本日、地域福祉計画（令和2年度～6年度）のものと、令和7年度からの地域福祉計画を机上に配付させていただいております。こちらにつきましては、会議の終了後は机に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

○建築課長 それでは、お手元の第6期第1回とあります会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、2番の委員委嘱・委員の自己紹介でございます。

本来、お一人お一人に委嘱状を手渡しさせていただくものですが、時間の都合上、委嘱状は机上に配付させていただいております。御確認をお願いいたします。

なお、委員の任期につきましては、本日より令和9年3月31日までとなっております。

では、次第の2の委員の自己紹介でございます。

お手元に、資料1の名簿を配付してございます。御確認をお願いいたします。

それでは、自己紹介ということで名簿の順番で所属と名前をお願いできればと思います。

（部会員自己紹介）

○建築課長 ありがとうございました。

それでは、本日から2年弱の間になりますけれども、どうかよろしく願いいたします。
それでは、次に、本日出席しています区職員を御紹介させていただきます。

（区職員自己紹介）

○建築課長 続きまして、次第の3番になります。部会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。

事務局といたしましては、部会長は学識経験者の植田委員をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

（拍手）

○建築課長 ありがとうございます。それでは、植田委員に部会長をお願いいたします。

次に、副部会長の選出でございますが、これにつきましては、事務局といたしましては、同じく学識経験者の山崎委員をお願いしてはどうかと思っております。いかがでございますか。

（拍手）

○建築課長 ありがとうございます。それでは、決定させていただきます。

ただいま正副部会長が決定されましたので、植田委員、山崎委員、正副部会長の席へ移動をお願いいたします。

それでは、部会長と副部会長から改めて御挨拶をいただきたいと思います。

部会長、植田委員からお願いいたします。

○部会長 ただいま部会長を仰せつかりました日本大学の理工学部の植田と申します。

もう一つの所属として、日本リハビリテーション工学協会の理事をしております。専門は建築ですがどちらかというと当事者の方々といろいろな活動をすることが多いのです。練馬に住んでから、地域福祉計画推進委員会第1期が始まる前は福祉のまちづくりといったハードと地域福祉のソフトがばらばらで運用されていた頃から参加させていただいております。

第6期になりより一層ソフトとハードとともに推進しております。皆さんの力を借りながらこの練馬区を少しでもよいまちにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副部会長 同じく日本大学の山崎と申します。第5期からの継続になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

私の専門は、こちらのハード、ソフトということですのでハード寄りなのですが、建築計画、そして都市計画というところになります。なので、交通バリアフリーとか駅の周りをまち歩きするとか、そういうところでは障害当事者の方々と一緒に回りながら御意見を伺っています。実際にハードとしてどうやって整備していくかということで、交通

事業者のご苦労などの話あるかと思います。ただ一方で、この会議の場で区民の方、そして事業者の方、双方の御意見を出してもらって、行政の方に調整していただいてよいまちをつくるのに御意見を賜りたいと思いますので、2年弱ですけれども、よろしくお願いします。

○建築課長 ありがとうございます。

では、ここからの進行は、部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 かしこまりました。

それでは、ここからは私の方で議事進行をさせていただきたいと思います。

次第に沿いまして、議事に移る前に注意事項がございますので、事務局からお願いできますでしょうか。

○事務局 事務局です。1点注意事項があります。

発言をいただく場合は、現在の発言者が誰かが分かるように、恐れ入りますが、発言の前に「〇〇です」という形でお名前を言ってから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に従い進行をしたいと思います。

次第の4番になります。練馬区地域福祉計画推進委員会について、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

恐れ入ります、資料2をお手元に御用意をお願いいたします。

新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて練馬区地域福祉計画推進委員会について御説明をさせていただきます。

この委員会は、公募区民の方、地域団体の方、福祉関係団体の方、学識経験者の方などで構成をする委員会となります。

推進委員会では、取組の推進状況の確認、課題の検証等を行うなど、計画の進捗管理を行います。

また、計画策定時には、計画内容について検討し、その結果について、区長に提言を行っていただくことになります。

専門的事項を検討するため、推進委員会に、福祉のまちづくり部会、権利擁護部会を設置しております。

今回の第6期の委員の任期は令和9年3月までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

2番、部会についてです。

推進委員会の下部組織として、福祉のまちづくりの推進に関する事項については福祉のまちづくり部会が、成年後見制度の利用促進を中心とした事項については権利擁護部会が検討いたしますので、二つの部会を設置いたします。

部会で協議した結果につきましては、推進委員会に報告をいたします。

下の米印の表を御覧ください。

推進委員会——こちらについては、部会があることから親会という形でも呼びます——

と、2部会の所掌事項をお示ししております。

親会については施策の柱1から3を担当し、福祉のまちづくり部会については施策の柱4、「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める」、こちらの施策の内容について担当いたします。施策の柱5につきましては権利擁護部会が担当いたします。

このように分担をして、取組の確認等を行っております。

資料の最後に、別紙として練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱をお配りしております。御確認をお願いいたします。

以上で、資料2の説明を終わります。

○部会長 ありがとうございます。

資料2に関しまして、委員会説明、親会・部会について質問等はございますでしょうか。特によろしいですね。

簡単に補足いたしますと親会があってその下に、二つの、福祉のまちづくり部会と権利擁護部会。本会議は福祉のまちづくり部会となっております。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

次第5にあります令和6年度を取組状況報告について、事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局から御説明させていただきます。

お手元に、資料3-1から3-3まで御用意をお願いいたします。

こちらの資料に基づきまして、練馬区地域福祉計画の取組状況について報告させていただきます。

こちらの報告は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする前の地域福祉計画に位置づけた事業、60の事業について事業所管による評価をしておりますので、そちらの報告となります。

昨年度が計画の最終年度でしたので、最終評価を集計し、まとめさせていただいた資料が資料3-1、地域福祉計画に位置づけました60の各事業の実績と課題をまとめさせていただいたのが資料3-2、資料3-2の中の1事業についてアクセスルートの事業の補足資料として資料3-3という形でお示しさせていただいております。

まず、資料3-1を御覧ください。

（1）に各施策の5年間の評価をまとめさせていただいております。

欄外に評価指標を掲載しておりますが、「A+」は計画以上に進んだ、「A」は概ね計画どおり、「B」は遅れや修正が生じたになっております。

結果につきましては、「A+」「計画以上に進んだ」事業が4事業、「A」概ね計画どおりが53事業、「B」遅れや修正が生じた事業が6事業です。

一つの事業に関して、5年後の目標が二つ設定されている事業が三つあるため、事業数と評価数の合計が一致していないという形になっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、評価「A+」計画以上に進んだ事業と、評価「B」遅れや修正が生じた事業について簡単に御報告をさせていただきます。

（2）を御覧ください。

計画以上に進んだ事業についての内容を記載しております。

福祉のまちづくり部会に関わる場所としましては、1ページおめくりいただきまして2ページ目、事業番号41「ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実」があります。

こちらは、ユニバーサルデザインを学べるeラーニングの受講者の累計が3千人を目標としていたところ、累計9,994名と上回る受講者数となっております。

その他の施策の結果についてはお目通しのほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、(3)を御覧ください。

遅れや修正が生じた事業についての内容を記載しております。

福祉のまちづくり部会に関わる場所といたしましては、事業番号26(1)「駅のバリアフリー化」の促進があります。

こちらは、光が丘駅のエレベーター設置が入札不調により遅れが生じたということが主な理由となっております。

3ページ目を御覧ください。

施策4に位置づけた事業については、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響があり、目標の人数や実施回数に届かなかったため、評価がBという結果となっております。

こちらの詳細については、資料3-2により説明をさせていただきます。

4ページ目につきましては、権利擁護部会の所掌の事業となっております。結果については、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き資料3-2の御説明に移らせていただきます。

こちらの資料につきましては、各事業について令和2年度から令和6年度の年度ごとの評価と最終評価をまとめた資料となっております。

施策1、2につきましては親会の所掌事項、施策5につきましては権利擁護部会の所掌事項となっておりますので、時間の都合上、本日説明は割愛させていただきますが、「計画以上に進んだ」という最終結果は施策1および施策2で1事業ずつの計2事業、「遅れや修正が生じた」事業は、施策5の2事業、残りの31事業が「概ね計画どおり」という評価となっております。

それでは、福祉のまちづくり部会の所掌であります施策3、4について、幾つか事業を取り上げて報告させていただきます。

お手数をおかけしますが、8ページ目までおめくりをお願いいたします。

施策3は、「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」です。

資料番号26(1)「駅のバリアフリー化の促進」です。

1、(1)-1として、光が丘駅、小竹向原駅の2ルート目のエレベーター整備促進を目標とし、令和2年度以降、働きかけや調整を進めてまいりました。

光が丘駅のエレベーター工事につきましては、先ほど御説明をしたとおり、建築設備工事の入札不調により工事が延期をしたため、評価は、「遅れが生じた」のBとなっております。

なお、小竹向原駅の2ルート目の確保に向けては、エレベーター整備に向け、設置場所の協議を実施しております。

今後の課題としましては、光が丘駅については、工事が着実に進むよう都への働きかけを行う、小竹向原駅については設置場所に関して課題の整理が必要とされております。

(1)-2として西武鉄道のホームドアの整備促進を目標とし、ホームドア整備が進め

られました。

令和6年度は石神井公園駅および練馬高野台駅のホームドアが稼働され、富士見台駅、中村橋駅、新桜台駅の3駅について工事着手に向けた調整を行い、「概ね計画どおり」のAの評価となっております。

なお、令和7年5月に西武鉄道が整備計画を公表し、富士見台駅、中村橋駅、新桜台駅の3駅については令和8年度の整備予定、また、大泉学園駅については令和9年度の整備予定となっております。

今後の課題としましては、未整備駅の整備計画への位置づけや工事の着実な推進について働きかけを行うとしております。

昨年度の福祉のまちづくり部会においてもホームドアの整備数につきましては御意見をいただいているところでありますが、区内の鉄道駅21駅のうち、現時点でホームドア整備済みの駅は12か所、鉄道事業者の計画に位置づけられている駅が6か所、整備計画への位置づけがない駅が3か所となっております。

続きまして、事業番号27「駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備」では、指定したアクセスルートの整備促進、医療機関などへのアクセスルート指定を目標としておりました。

令和2年度、5年度、6年度に、医療機関および未指定の区立施設へのアクセスルートの指定案の作成や整備案の検討を行いました。

整備案に基づき、順次バリアフリー整備や関係機関への働きかけを行っております。

アクセスルート事業につきましては、全体の進捗状況について昨年度の部会で御意見をいただいておりますので、今回、補足資料をつけさせていただいております。

恐れ入りますが、資料3-3、補足資料を御覧ください。

現在、7駅とその周辺の区立施設および医療機関のアクセスルートを指定しております。

指定しているルートおよび実施したバリアフリー整備について、ルートの図とともにまとめておりますので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

2番目に試行整備の状況について報告をさせていただきます。

一番最後のページを御覧ください。

取組状況評価シートの課題の欄のところにも、歩道がない・歩道が狭いなどにより通常のバリアフリー整備が困難な場所があるという形で課題を挙げておりますが、そのような通常のバリアフリー整備ができない箇所における整備について検討を行い、昨年度は安全な歩行空間を示すための整備を行いました。

こちらの整備については、令和5年度にワークショップを実施し、外側線にどのような工夫があれば歩車道の境目が分かりやすくなるかという検討を行いました。

検討の結果、外側線を厚くした方が分かりやすいという意見が多かったため、厚さについては車椅子やシルバーカー、自転車などへの影響が大きく出ない2回塗り、概ね2センチから3センチぐらいになるのですけれども、そちらの2回塗りで実施をしております。

受付のところに外側線厚塗りのテストピースを置いてありますので、御興味のある方はお帰りの際、触っていただければと思います。

また、歩行空間を分かりやすくするためにカラー舗装を合わせて実施しております。

今年度実施した場所で確認を行っていただいておりますが、「足の感覚だけで分かり

やすい」「カラー舗装の色も分かりやすくてよい」と概ね高評価をいただいているところ
です。

最後に、3番、未指定施設状況ということで掲載しております。

未指定施設として9施設ありますが、武蔵関駅につきましては鉄道事業が予定されてお
り、駅の出入口の状況が大きく変わることから事業の進捗に合わせる必要があると考えて
おります。

このように鉄道事業やまちづくり事業に合わせながらルートの指定をしていく必要があ
るため、ルート指定には時間を要する点が課題となります。

その他の課題としてバス利用の想定をしたバスの乗降場からのルート指定も必要という
御意見をいただいておりますので、そちらの検討も必要だと考えております。

長くなりましたが、アクセスルートの補足説明としては以上となります。

恐れ入ります。資料3-2にお戻りください。

事業番号28「より使いやすい区立施設・区立公園の整備」についてです。

こちらについては、区民等によるバリアフリー点検、改修時におけるバリアフリー整備
を目標とし、毎年3から5件程度、バリアフリー整備に関する区民等による点検を実施し
ました。

今後も引き続き、区民意見聴取事業を実施するとしておりますが、検証結果を生かす仕
組みづくりや意見聴取事業より効果的に進めていくための手法の検討が課題となっております。

事業番号31「設計や施工に活かすユニバーサルデザイン技術の蓄積」です。

こちらにつきましては、小規模店舗改修事例集の発行、研修の充実を目標とし、毎年、
技術者対象研修を実施し、昨年度、小規模店舗改修事例集出入口編を発行しております。
発行物につきましては、後ほど改めて御説明をさせていただきます。

こちらの課題は、ユニバーサルデザインに関する理解を深め、自発的に取り組むことが
できる区民・技術者の育成となっております。今年度以降も内容等の工夫を図り、研修を
充実させて実施していく予定となります。

その他の事業につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

施策3に位置づけました9の事業については、「計画以上に進んだ」というA+の評価
の事業はありませんでしたが、全ての事業において「計画どおり進んだ」となっておりま
す。

これで施策3の取組状況評価の説明を終わります。

○部会長 御説明ありがとうございました。

資料が多いので、施策3で一度切りたいと思います。

たくさんありますが、まずA3横の8ページ、9ページの内容に関しまして質問等がご
ざいましたら、まとめてでもいいですし、個別の事業のことでもいいですし、いかがでし
ょうか。

○委員 前段として、全体を見渡すために資料2と資料3-1を御説明いただいた上で、
この部会の役割はというところで、施策1、2、3、4、5、の施策4というところにな
り、そして今度、資料3を御説明いただいたところで、施策1、2、3、4、5というの
が出て、それについて御説明いただいたところなのですが、この資料2-1、2、3、4、

5という御説明の内容と、資料3-1、2、3、4、5という内容が似ていながらも違って、この区別が分かりにくい理解の進行になってしまうかなという実感を持つところでございます。

去年の振り返りについての施策番号と、今期からの、これから見渡していく施策番号は違うという理由でよろしいのでしょうか。まず1点、そこを整理させてください。

○部会長 ありがとうございます。

事務局お願いします。

○建築課長 委員のおっしゃるとおりで、以前の令和6年までの地域福祉計画は資料3、A3版の資料で施策番号を整理させていただいているところです。

新たに令和7年度から始まる計画に関しましては、こちらの資料2でお示ししたのになります。

令和7年度からの新しい計画では、ハードとソフトの両面からユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、施策を1つにまとめて取り組んでいくという形に整理させていただいています。

○委員 御説明ありがとうございます。

そういう意味で、現在、今期において、こういったお話を一緒に聞かせていただきながら発言をさせていただくわけですが、ここで私どもがお話をさせていただく内容は、ときに今期から、当部会の施策4に直接まとめていただける内容もありつつ、もしかしたら施策1、2、3のところでは取り上げていただけるような発言を私たちはあるかもしれない、そこところは親会に上げていただきながら図っていただくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○建築課長 今、委員がおっしゃっていたとおり、施策4を中心にこの部会で御意見をいただきますけれども、もちろんそれ以外のお話につきましても、いただいた意見につきましては親会に上げさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

その上でですけれども、とても具体的に資料3のところから、どここの駅のどのまちという具体的な話に絞られていくのですが、その前段として、資料3のところにあるそれぞれの事業評価の中で、私が考えるところでありますと、この委員とか、駅で直接働く皆様方とか、私たち介護事業所と、そして、いきなり区民という、事業所と区民という広がりの中で、私たち、例えば、私は介護事業者と住宅改修部会から参加させていただいているわけですが、この委員会を事業者連絡会の月々の運営会で報告しながら、どのようにこのまちづくりを一緒に進めていくかということをつなぐ役割があると思っております。

このつなぐ役割を考えたときに、具体的に練馬区の介護事業所の中で働く私たちと仲間がまずいたり、その中にはそれぞれ家族がいたり、みんな多くは練馬区内で住んでいたりというふうに、それで子どもたちが通う学校がいたりとかというふうに、同心円を一つにして、そして対象者を順番に考えると、丸が一つずつ段々に広がりながら、広げて理解を普及するという考え方になっていくのではないかなという理解をするところでございます。

という意味では、これからの具体的ないろいろな話をいきなり区民にどうしようという

ところに、もちろん議論としてはなるのだと思うのですが、この鉄道会社の皆様にも、練馬区でお住まいの方はきっと会社の中にはたくさんいらっしゃるって、その会社の中の練馬区に住んでいる方々や家族の方々にも当然含まれる、そして、みんなで一緒にまちづくりを具体的に一步一步普及し、広めていき、密度の濃いものにしていくという、そういうようなイメージというのが、そもそも重要なのではないかというふうに前期からも感じているところがございまして、ただ区民に対して何を発信しよう、区民も参加しようという抽象的に広いばかりではなくて、その間に、それぞれの階層があるのだというイメージです。これを皆様と一緒に持たせていただくことが大変重要なのではないかなというふうに感じるところでございます。

○部会長 貴重な御意見ありがとうございます。

事務局はいかがでしょう。対象者像が広く重層的になってきておりますので、なかなか全部を網羅するのは難しいと思います。ただ、一人一人に焦点を当てたときに一つの断片だけでみることはできないだろうと思うのですが、進め方などに関しましていかがでしょう。

○建築課長 今、委員がおっしゃられたとおり、その階層ごとに、もうちょっと広く、だんだん裾野が広がっていくという形でございます。計画策定の上では、パブリックコメント等をして御意見をいただいたところですが、今回また新たな地域福祉計画において、意見聴取事業や、その他いろいろな機会を通じて、御意見を伺う場、こちらから発信していく場というものを計画の中で盛り込んでおりますので、そういった形で広く御意見を伺う、また、こちらからの発信もしていきたいというふうに考えているところです。

○部会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

そういう意味では、私どもは練馬区の介護保険の事業所にこの話を伝えながら普及させていただくことについて、ときによっては御協力をいただきながら一緒に説明をしたりとか、資料を共有させていただいたりとかで、御一緒に説明していただければと思います。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

まず、意図としましては、全体が分かりにくかったり、このA3の小さな文字で、他は目を通しておいてという形になると難しいところがあると思いますので、進め方などは今後も協議しながら進めていければと思います。ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。

○委員 資料番号26「駅のバリアフリー化の促進」というところですが、大泉学園駅が令和9年度ということでございましたけれども、大泉学園の住民からは非常に早くしてほしいという要望が私のところにも上がってきているのですよ。ぜひ、乗降客が多い駅ですので、できるだけすぐに着手してほしいと思っています。

以上です。

○部会長 御意見ありがとうございます。お願いします。

○交通企画課長 御意見ありがとうございます。

大泉学園駅については、我々のところにも陳情等々で地元からの御要望をたくさんいただいております。

今回、西武鉄道さんの計画も今までとは違って、具体的に稼働年度を明確にしていたところでした。大泉学園ですと令和9年度にホームドアの稼働を予定しており、具体の時期が示されました。

引き続き、御意見の大変多い場所でもございますので、我々と西武鉄道さんが協力して、早く稼働ができるように調整していきたいと思っています。

以上になります。

○部会長 ありがとうございました。

大泉駅はなかなか狭い駅でして、ソフト面とあわせて安全対策を考えながら、令和9年度の稼働に向けて動いていっていただければと思います。

他は御意見ございますか。

○委員 御意見ありがとうございます。

先ほど交通企画課長から御説明がありましたけれども、地元から出た御意見は区で受け止めていただいて、その内容について、弊社にも情報をいただいているところでございます。

大泉学園は、課題が多数ありますが、できるだけ早期に整備できるよう取り組んでまいりますので、引き続き、御理解のほどをよろしくお願いします。ありがとうございました。

○部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。他は御意見ございますか。

お願いします。

○委員 西武さんに聞きたいのですけれども、整備ができるのは、もうちょっと具体的に言ったらいつ頃になるのでしょうか。

○委員 御質問ありがとうございます。

令和9年度、2027年度の稼働目標で開示をさせてもらいましたが、実際に、27年度のいつ稼働するかですとか、何番線から先につくかですとか、そういったところについては、現在、計画の検討を進めておりまして、お伝えできないという状況でございますので、その点も含めて、鋭意取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○委員 了解しました。

○部会長 お願いいたします。

○委員 西武鉄道で、駅の改札を出て歩道に出る際に自転車止めがありまして、あそこは西武鉄道の区域であるという御意見をいただいたことがありまして、自転車止めのこちらで、けがをした視覚障害で何名かおりまして、こういうのも今年の方では厳しいかと思うのですが、西武鉄道には御連絡をさせていただいているのですが、御回答がない状態ですので、今回この場でお伝えさせていただこうかなと思いました。

○部会長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

○建築課長 協会からの御意見を伺っているというのは、私どもも把握しておりまして、意見を取りまとめた上で西武鉄道さんにお伝えさせていただく予定としております。

駅については、桜台駅になるかと思いますが、まとめさせていただいて、改めて西武鉄道にお伝えさせていただいた上で御回答させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

一つずつ丁寧に進んでいただいているということで、かつては鉄道事業者の皆さんがなかなかこういった会に出ていただけないことがありましたが、練馬区ではここ十数年積極的に鉄道事業者さんにもご参加いただき意見交換をしながら一緒に検討していくという形になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そうしましたら、他になれば次に行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 1点だけ補足させていただければと思うのですが、先ほど事務局から、資料3-3について御説明いただいた部分で、武蔵関に関して、鉄道事業およびまちづくりが進んでいくということで御説明いただいたかと思っております。

鉄道事業であることは間違いないのですが、井荻から西武柳沢駅間で進めていく連続立体交差事業、この事業と合わせたまちづくりと絡めて、いろいろと考えていかれるというところの理解でおりますので、その辺でよろしいですかねという確認だけさせていただきます。

○建築課長 今、西武鉄道さんからお話をいただいたように、連続立体事業の中で高架とか道路整備とか、そういったものの事業が進んで、歩道整備などが進む中でバリアフリー整備、アクセスルートの整備等もしていきたいというふうに考えてございます。西武鉄道さんがおっしゃっていたとおりでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

ホームドアだけの問題解決ではいけませんし、その他エレベーターや、駅周辺の状況など全体をまとめて考えていく必要があるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、一旦ここで次の説明に移らせていただきたいと思います。

施策4の説明についてお願いできますでしょうか。

○事務局 では、続いて、10ページを御覧ください。

施策4「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」になります。

こちらは、まず、事業番号36「多様な人との相互理解の促進」です。

1（1）としまして、ユニバーサルデザインの理解に関わる啓発や体験ワークショップの実施の機会として、計画の当初は、平成29年度から実施しておりました「ねりまユニバーサルフェス」の開催を目標としておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、令和2年度、3年度とフェスの開催を中止し、また、令和4年度からは事業の実施形態を変え、練馬まつりや障害者フェスティバルにブース出展を行って区民への理解促進を図ってまいりました。

このため、当初の延べ1万7千人という来場者数の目標には達せず、延べ5,542人となりましたため、最終評価がBとなっております。

今後の課題への取組として、今年度からは照姫まつりに出展し、西部地域における区民への啓発の機会を創出するとともに、参加者数の増を図っております。

1（2）として、区民がユニバーサルデザインを学ぶ地域講座を開催いたしました。

令和2年度、3年度と、同じく新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催を見送ったことから、当初の目標開催数を下回りました。

また、参加者数が延べ166人と当初の目標である延べ320人に達せず、最終結果はBとなっております。

7年度以降は地域講座の開催回数を6回から8回に増やし、新たなテーマの講座を加えるなど内容を充実させ、引き続きユニバーサルデザインの理解促進に取り組んでまいります。

続きまして、事業番号37「ユニバーサルデザイン体験教室の拡充」です。

こちらでは、体験教室を小学校10校、学校外で2回開催いたしました。

令和4、5年度の体験教室の開催数12校を下回ったものの、令和2年度の小学校4校、中学校1校に対し、本計画期間中で実施校数が倍に増えました。

7年度以降も学校の希望に応じられるよう、引き続き開催可能数を増やせる体制で取り組んでまいります。また、校長会の他、副校長会にも周知を図っていく予定です。

事業番号36、37の今年度の取組につきましては、この後、次第の8にて改めて御説明させていただきます。

続きまして、事業番号38「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」では、バリアフリーマップに優先駐車区画と多機能更衣室を検索できるよう、新たに項目情報を追加いたしました。

本計画中に男性用トイレ内のサニタリーボックスや車椅子トイレ内のサニタリーボックスと合わせて四つの項目が追加となっております。

7年度は、引き続きバリアフリーマップを運用するとともに、公共施設以外の民間施設の情報を増やせるよう、事業者への周知を図っていく予定です。

事業番号40「印刷物のユニバーサルデザインガイドラインの活用」は、6年度に職員向けの集合研修を実施し、評価がA＋となっております。

事業番号41「ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実」では、ユニバーサルデザインを学べるeラーニングを6年度は5千人の方に受講いただき、受講者数も当初目標3千人を大きく上回る結果となったことから、A＋の評価となっております。

7年度もeラーニングの周知を拡大し、多くの方に学んでいただけるようにしてまいります。

続きまして、11ページを御覧ください。

事業番号42「「まちを笑顔にするための第一歩」の推進」では、コロナ禍以降、ワークショップの開催規模を縮小し、現在は少人数、10人程度で開催をしている関係から、目標の開催数、参加者数に届かなかったため、Bの評価となっております。

7年度以降もハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進めるようなワークショップの内容を企画検討し、開催してまいります。

その他の事業につきましては、計画どおり進んだという評価になっております。

施策4の取組状況の評価報告は、以上となります。

○部会長 ありがとうございました。

施策4の説明が終わりました。10ページ、11ページで御意見等はございますでしょうか。私からよろしいでしょうか。

施策4に関しては、理解を促進するということですので、いろいろな取組をされてきていますが、この辺りは、教育委員会との連携ですとか、もう既にあるNPO団体などの社

会資源との連携というのは、どのようにされていますでしょうか。

○管理課長 1点目の御質問にありました教育委員会の連携というところですが、このユニバーサルデザインの話だけでなく、他の施策においても、子ども部門との連携というのが非常に重要であると考えておまして、こうした取組を1校でも多く実施していただけるように、事務局でも御紹介しましたが、校長会という、校長先生たちの集まる会もありますが、そこだけでなく、実務の責任者である副校長会においても、こういう取組がありますよ、お宅の学校でもやってみませんかというようなことで周知に努めているというところがあります。

福祉部の管理部門としてやっていることもあります。近年、障害者に関しても差別の解消法ですとか、意思疎通条例ですとか、そういうふうに法制度が整うことで、こういうユニバーサルデザインに関する取組というものも増えてきているというところがありますので、そこは福祉の中でも連携して教育部門と一緒に取り組んでいくということを、これまでもやってきていましたし、今後もやっていきたいと考えております。

その中において、二つ目のお話にありましたNPO法人、こういった方々の御協力があって初めて成り立つというようなものもありますので、区の学校の取組と、NPOの取組をつなげていく、また、当事者の方の中でもそういう取組をしている方はいらっしゃると思いますので、そういった取組を学校につなげていく。そのようなことは福祉部としても周知してやっていきたいと考えております。

○部会長 御説明ありがとうございます。さらに進んでいくとよいですね。

お願いします。

○委員 今の課長さんのお話は、私の周りにもたくさんございまして、例えば、福祉人材育成研修センターと介護の事業者連絡協議会と一緒に、小学校の皆さんに、高齢者の福祉の体験キットみたいなものを使って勉強会などをさせていただき、それが、多いときでは、年間4回程度実施したり、コロナのときには変わったりしながらも今年もやらせていただいているという状況ながら、お話のとおりコーディネートが大変重要だと思ひまして、バリアフリーの話と高齢者福祉の話というのは、本当にたくさん交わるところがいっぱいございまして、それをばらばらに開催するということは、またそこは学校側にも事業者側にも様々ないろいろな見方になってしまうという実感がございます。ぜひ、いろいろな活動、いろいろなNPO、そして、いろんな法律の中からというのが本当に実感を、私たちも現場でもしておりますので、調整やコーディネートというところで一緒に御尽力いただければと思っております。

○部会長 ありがとうございます。

○管理課長 御意見ありがとうございます。

今、障害部門における法制度の改正に伴い、事業が充実してきたというお話をさせていただきましたけれども、介護の部門においても同様の傾向があり、高齢施策、障害施策で、今まではどちらにもないという取組で、地域福祉施策としてユニバーサルデザインの取組とかも進めてきたところではあります。それぞれのセクションがこうしたことに着目し、取組を充実してきているという、そういう近年の背景もありますので、今おっしゃっていただいたとおり、ばらばらに類似の事業の情報がいつても、なかなか受け止め側としては難しい部分があるかと思ひますので、それは私どもの部内の中でも区の情報を横串にさ

せていただいて、必要な情報を適切に現場に届けていくということに努めていきたいと思っております。

○部会長 一旦よろしいでしょうか。

他に、どうぞ。

○委員 7月に中村中学の学生さんが3人、私どもの施設に職場体験に来ていただきました。地域で仕事もしている、生活もしているということことを子どもたちに学んでいただくことが必要なのかなと感じました。また、特別支援学校の親御さんも私どもの施設にすることがあります。こういった生活の仕方もあるよということを知っていただく必要もあると思います。地域の中でそういうことを学んでいただける環境もあるとよいと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

○管理課長 ありがとうございます。

いろんな知り合いのところの話にも被ってしまうのですが、子どもの頃に障害のある方と直接接する機会がある。それがきっかけとなって大人になったときに障害福祉事業に携わろうかというような、いわゆる裾野の醸成にもつながるのではないかというふうに思っているところです。

そういった意味においては、子どものうちから、障害自体という大げさですけれども、いろいろな方々のお話を聞いたり、一緒にコミュニケーションを取ったりする中で、自分たちのやりたいこととかを見つけていく、また、当事者にとってみれば支援の裾野が広がっていくというようなことにもつながるかと思いますので、そうした取組も引き続き推進していきたいと考えております。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

近年インクルーシブ教育ということで、障害のあるお子さんもないお子さんも共に学び、共に過ごしていこうという形を国も打ち出していますので、個別支援を十分に確保しながら練馬が一番という形で進んでいくといいなと思っております。

それでは、施策4は他に御質問なければ次に進もうと思しますので、よろしいでしょうか。

それでは、最後に何かありましたら戻りますので、次に進みたいと思います。

それでは、次第の6番になります練馬区地域福祉計画策定後の報告について、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局 事務局です。

それでは、練馬区地域福祉計画の策定報告をさせていただきます。

本日机上に閲覧表の練馬区地域福祉計画の計画書を配付させていただいております。恐れ入りますが、「練馬区地域福祉計画 みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン」、こちらの計画書の方の御用意をお願いいたします。

令和6年度に推進委員会および各部会の委員の皆様から御意見をいただき、計画書としてまとめさせていただきました。簡単に御説明をさせていただきます。

計画期間については、区の上位計画である第3次みどりの風吹くまちビジョン戦略計画の周期に合わせ、令和7年度から令和10年度の4年間となっております。

計画書を御覧ください。

今回の計画は全5章で構成しております。

1ページ目をお開きください。

第1章では、基本的な考え方として、「地域福祉とは」、「策定の目的」、「基本理念と基本方針」、「3年計画との位置づけ」などを掲載させていただいております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。

6ページ目から第2章という形で、計画策定の背景として、具体的な動向および練馬区の基礎数値の方を掲載させていただいております。

少しページを進んでいただきまして、17ページ、18ページにおきましては、新たな地域福祉の推進といたしまして、今回の地域福祉計画の中に包含いたしました重層的支援体制整備事業、再犯防止および孤独、孤立対策についての説明を掲載しております。

また、19ページ目からは、令和5年度に実施いたしました練馬区の地域福祉を推進するための調査の調査結果を掲載しております。

26ページの方にお進みをお願いいたします。

26ページ、こちらは第3章になります。

第3章では、施策の内容を掲載しております。誰もが安心して心豊かに暮らせるまちという本計画の理念に基づき、五つの施策の柱を定めております。

前計画書からの変更点といたしましては、施策3の3に新たに包含する再犯防止推進計画を位置づけました。

主な取組といたしましては、今年度より再犯防止支援会議を設置し、保護司が関わる個別ケースについて支援策の検討を行い、必要な支援策につないでいくとなっております。

施策の4、28ページになります。

こちらにつきまして、これまで福祉のまちづくりに関する施策をハード面とソフト面でそれぞれの施策を設けておりましたけれども、福祉のまちづくりにつきましては、ユニバーサルデザインの理念に基づき、ハード整備と連動したソフト対策も進めていく必要があることから、本計画から一体化をいたしまして、一つの施策としております。

また、今回の計画から練馬区重層的支援体制整備事業実施計画に位置づけた取組が分かるよう、該当の事業につきましては、重層事業という形での表記もさせていただいております。

五つの施策があるため、どの施策なのかが分かりやすくするため、各施策の内容については色分けをさせていただいております。

恐れ入りますが、84ページまでお進みください。

84ページからは第4章といたしまして、今回の計画書に項番をします重層的支援体制整備事業実施計画といたしまして、練馬区の重層的支援体制整備事業の事業内容や提供体制、事業目標や評価等について、掲載しております。

90ページを御覧ください。

こちらが第5章として推進体制と進行管理について、推進委員会として現行と同様に親会と二つの土台を設け、区民、関係団体の方に計画の取組状況の点検や評価を行うといった点を掲載しております。

91ページ目からは、資料編といたしまして要綱や本計画の策定に関わっていただきまし

た委員の方々の名簿、策定経過やパブリックコメントを掲載しております。

また、99ページからは基本計画書に掲載されている用語解説を掲載しております。用語解説の中にある用語につきましては、本文中にアスタリスクをつけて表記をしております。

このような形で、「練馬区地域福祉計画 みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン」を策定させていただきました。

駆け足になりましたが、策定報告は以上です。

○部会長 ありがとうございました。

これまでは令和6年度までの事業の報告でした。ここからは、令和7年度からの新しい策定、計画の御報告でございます。

御質問等はいかがでしょうか。

お願いします。

○委員 今、御説明いただきました、これは概要版というのですか、縮小版というのは、実際にはございますか。

大変よく作っていただいたところでございまして、繰り返しますけれども、介護事業所のみんなに本当に理解してもらいたいと痛感するところなのです。

介護事業所は、御存じの方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、大変疲弊している部分がございます、疲弊しているからこそ自分たちだけでは到底手に負えないいろんな課題がございます、そういう意味では介護の実務だけではない、こうやって地域の中でどのような社会資源や今後の取組が行われているかというのは、大変貴重な、私たちの心の方向性になっていくのではないかと実感しているところでございます。

ぜひ、介護保険事業所のみんなにも、この計画と一緒に共有しながら、逆に言えば、この計画の実現に参加していくという方向性と一緒に働きかけていきたいと感じているところでございます。

○部会長 ありがとうございました。

○建築課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

概要版につきましては、こちらのよう形で作成して委員の方々に送付させていただいているのですが、ホームページにも同様に見られるようになってございますので、ご活用いただければ幸いです。

確かに、計画書は分厚く内容も多くなっておりますので、全体像を掴んでいただくためには概要版を見ていただければと思っております。

貴重な御意見をありがとうございました。

○部会長 ありがとうございます。前回よりも厚みが倍になっているような感じがしますね。

あとの課題は重層的といいますか、一人の人がたくさんの課題を抱えているという部分があります。この辺り、全ての方に分かりやすいように、概要版はありますけれども、一緒に集まってワークショップ形式で話し合うとか、理解してもらうためにはいろいろな方法はあるかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

他に何かありますでしょうか。

こちら（概要版）は、テキスト版とか音声版、やさしい日本語版とかはあるのでしょうか。そのあたりのご用意などもお願いいたします。

そのほかありますでしょうか。

お願いします。

○委員 豊玉公園で清掃の仕事をしています。その中で、土曜日日曜日等人が増えると、トイレの汚れもひどく、違った使い方をされることもあって、月曜日に掃除に行くと大変な思いをしてトイレの掃除をしなくてはいけないこともよくあります。同じような話を仲間からも聞いているので、トイレの使い方等も改善できるとよいのかなと思っています。

○部会長 ありがとうございます。

○建築課長 今回の地域福祉計画の中でも、バリアフリーとか、そういったものも、ソフトとハードの話で、ハード整備は比較的進んでいるのですが、ソフト面、いろいろな啓発活動とか、そういったものも当然やっていかなくてはいけないというところで、お話をいただいたように、バリアフリートイレを作っても使い方の問題で使いづらくなっているという状態がございますので、そういった部分も、いろんな機会を通じて啓発活動をして、より皆さんが使いやすくなるように進めていければなというふうに考えているところでございます。

○部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 清掃活動をご尽力いただいてありがとうございます。

私も、子どもが小さい頃に、公園の清掃をやってくださっている障害のある方がいるときを狙って子どもを連れて行くようにしていたことがありました。なかなか活動をしていただいているところを子どもに実体験をもって教えるチャンスがなかったのです。ぜひ、そうやってまちをきれいにしていこうとして関わってくださっている方も支援するようにお願いしたいと思います。

他に御意見はございましたか。

よろしければ、また次に移らせていただきたいと思います。

次に、次第の7番になります。バリアフリー施策の動向について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

資料4の御用意をお願いいたします。

資料4といたしまして、バリアフリー施策における最近の動向というものををご用意させていただいております。

こちらにつきましては、福祉のまちづくりに関して、国や東京都がどのような動きをしているのかという点を情報提供させていただくという趣旨で配付させていただいております。

まず、一つ目、高齢者、障害者等、移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、通称バリアフリー法と言われているものですが、バリアフリー法施行令の改正についてです。

改正内容といたしましては、便所および車椅子使用者用駐車施設の設置数の基準が見直されました。

また、これまで基準がなかった劇場等の客席に係る車椅子使用者用部分の基準が創設さ

れております。

特に大きく変わったのが、便所に係る基準です。

これまでは、便所を設ける場合には、そのうち一つ以上を車椅子使用者用という基準でしたが、今回の改正により面積要件はありますが、原則として、建物の階の階数に相当する数以上のトイレを設置する、トイレを設置する階ごとに車椅子使用者用便房を一つ以上設置するという基準に変わっております。

車椅子使用者用のトイレにつきましては、どんなに大きな建物でも建物の中に一つあればよいという基準だったのが、建物の階ごとに1以上設置という基準になり、設置数の基準につきまして強化されているというところになります。

この改正に合わせまして、東京都の建築物バリアフリー条例および練馬区の福祉のまちづくり推進条例についても改正を行っております。

東京都と区の条例改正につきましては、バリアフリー施行令の基準で床面積の合計が1千平米未満の建築物の場合、車椅子使用者用便房の設置数がゼロになってしまうことから、全ての規模から、義務基準を設けている病院ですとか福祉施設などについては、1千平米未満であっても一つ以上車椅子使用者用トイレが設置されるよう、基準を整理したものです。

バリアフリー施行令、東京都バリアフリー条例、練馬区福祉のまちづくり推進条例、この三つの施行日につきましては令和7年6月1日となっております。

高齢者や障害者の外出機会が増加し、車椅子使用者用トイレや駐車場、客席の利用集中や不足が顕在化したこと、また、障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、質的、量的にバリアフリー対応の強化が求められるようになったことが改正の背景としてございます。

これらの改正は、誰もが安心して利用できる環境整備を推進しているものです。

区は、より使いやすい建物が増えるよう、練馬区福祉のまちづくり推進条例の運用を適切に行い、バリアフリー法の義務基準はもちろん、条例で定める努力義務基準への適合の誘導をしております。

続きまして、2、バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標についてです。

バリアフリー法に基づく基本方針とは、自治体や施設管理者がバリアフリー化を進める際の共通の考え方として、国の方で定める指針となっております。

基本方針の目的は、高齢者や障害者などが自立した日常生活や社会生活を営めるよう、移動や施設利用の負担を軽減し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが使いやすい社会環境の整備を目指すというものです。

令和8年度を開始年度とし、令和12年度までを対象とした第4次基本方針は現在策定中であり、中間取りまとめが公表されましたので、そちらの情報提供となります。

主要課題と新たな視点といたしまして、新規特性を踏まえたバリアフリーまちづくり、心のバリアフリーの推進、ICT活用と当事者参画の強化が挙げられ、具体的な数値目標の引上げや対象範囲の拡大等の見直しが行われております。

建築物の目標の案のところに2千平米以上の公共の特別特定建築物については、着工前の段階での当事者参画を実施するということが挙げられておりますが、区では、既に設計段階での区民意見聴取事業を実施しており、地域福祉計画の中にも位置づけをさせていた

だいております。

また、心のバリアフリーの推進という点では、様々な視点での障害理解に関する講座を充実するなど、ユニバーサルデザインの理解の促進を地域福祉計画の中に位置づけており、事業展開をしていく予定となっております。

最後に3番、東京都令和7年度福祉のまちづくり事業についてです。

こちらは、令和7年6月に開催されました東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議において示された内容の抜粋を記載しております。

東京都においても区市町村における当事者参画の実践を後押しするため、令和6年3月に発行いたしました「当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック」を活用した講習会をオンライン配信にて行う予定とのことです。

なお、こちらのハンドブックには、練馬区の実践事例も掲載されております。

心のバリアフリーに関する取組としましては、集中的広報事業として、子ども向けの学習動画やバリアフリー設備の適正利用を促す動画など解説動画を作成し、ホームページで公開したり、都内で実施されるイベント等での心のバリアフリーのホームページへの誘導する広告動画を放映し、都民の心のバリアフリー認知度の向上を図っていくとのことです。

地域福祉計画、先ほど策定報告をさせていただきました現行の計画、72ページにおいても、東京都の心のバリアフリーのホームページへ誘導するような形でQRコードやURLの方を掲載させていただいております。

また、区市町村における情報バリアフリーの取組を促進するため、音声の文字化や多言語化への対応としてユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る費用の補助が予定されています。

補助対象となる機器の例として、透明ディスプレイが挙げられておりますが、練馬区ではUDトークの活用なども既に進めているところです。

デジタル技術の活用につきましては、様々な機器が開発等をされ、過度期になります。情報環境のバリアフリーに関する事業を今回の地域福祉計画の中に位置づけておりますので、事業を着実に実施するとともに、他自治体の活用事例等についても注視していきたいと考えております。

資料4の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

〇部会長 ありがとうございます。

国の状況、都の状況、情報の共有ということでしたが、質問等はございますでしょうか。

お願いします。

〇委員 申し訳ございません。

住宅改修を中心にこの場には参加させていただいている一方で、私は事業として介護保険の小規模多機能、そして、認知症の方のグループホームという事業を運営しております。

このバリアフリーという法律や、それぞれの考え方、計画の中に、一昨年だと思えます、共生社会の実現を推進するための認知症基本法というのがございまして、実は、まちの中でバリアフリーというのをみんなで考えるときに、なかなか認知症の方々の様々な切り口というのがまだまだ入っていきにくい状況と理解しております。

実際に練馬区では、認知症の方々の本人へのミーティングですとか、様々な意見の拾い

上げというか、共有というものをしているところですが、やはり、まちの中に認知症の方が暮らしていく中で、徘徊したり、家に帰れなくなったりという現実をしたときに、時間が大きく分かったとか、矢印の方向でどこの方向に自分が向かっているとか、具体的なサインや視覚に入っているところからも認知症の方々が地域で暮らし続ける役割という、いろいろな工夫というのはたくさんまだまだあろうかと考えているところでございます。

先ほど様々な法律がこの委員会の中にはそれぞれにあってというものを御説明いただいているところですが、改めて、認知症の方々の基本法を含めた法律、そういう方々が暮らし続けやすいバリアフリーのまちづくりという視点を、今後とも一つ皆様の中にも御認識いただければとお願いしたいところでございます。

○部会長 ありがとうございます。

事務局からございますか。

○建築課長 貴重な意見をありがとうございます。

今回の計画の中で、認知症の方に対する視点を中心には据えられていませんが、長寿社会ということでそのような方も増えていく一方ですので、そのような視点をもってまちづくりを進めていければと思っていますところ。

○部会長 ありがとうございます。

今回も入っていなかったわけではないと思っております。様々な立場の方をそれぞれの立場で考えて行動していくということだと思いますので、今後もしっかり取り組んでいただければと思います。

そうしましたら、最後、次に行きたいと思います。

次第の8番、令和7年度の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

それでは、資料5-1から5-3を用いまして、令和7年度の取組ということで、ハードとソフトをそれぞれ1事業ずつ取り上げて御説明させていただければと思います。

まず、資料5-1を御覧ください。

取組項目1「誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす」の中から、事業番号30「民間建築物のハード・ソフト両面からのバリアフリー化の推進について」になります。

こちらの事業内容について簡単に御説明させていただきます。

令和5年度に実施をいたしました地域福祉を推進するための調査におきまして、地域の中に身近にある施設のバリアフリー化というのが多く望まれております。

そこで新しく建てる建物につきましては、練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づく協議申請により、適切にバリアフリー整備を検討する、古くからある建物については、福祉のまちづくり整備助成事業の活用によりバリアフリー整備のお手伝いをさせていただきながら、区内の施設が少しでも使いやすい建物になるようにしていくというような事業になっております。

また、ハード整備だけでは対応が難しい場合は、人的対応や合理的配慮の提供などについて設計者や事業者等に対し普及啓発を行い、ハード面とソフト面の取組が相互に補完できるようにしていきます。

令和10年度末までの目標については、バリアフリー改修助成の累計件数を300件、民間

建築物バリアフリー化の誘導・助言の実施、小規模店舗改修のヒント集の発行および理解の促進としております。

事業のスケジュールにつきましては記載のとおりとなっておりますけれども、バリアフリー改修助成については、予算額までの助成や広報事業を通年実施、バリアフリー化への誘導・助言につきましては、練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づく事前協議と完了検査を通年実施いたします。

ヒント集につきましては、令和7年度に通路編、令和8年度にトイレ編を発行し、それ以降については、ヒント集を活用するとしております。

恐れ入ります。お手元に資料5-2を御用意ください。

こちらは、昨年度に発行いたしました小規模店舗改修のヒント集の出入口編となっております。

こちらの冊子は、設計者・施工者をメインターゲットにし、店舗などのオーナーさんなどをサブターゲットとした冊子になるよう作成しております。

改修事例などを掲載し、整備の工夫やソフト面の配慮などをまとめています。

様々な工夫を知ること、バリアフリー整備やソフト面の配慮などについて考えていただき、少しでも対応してもらえる部分を増やしていきたいと考えております。

資料5-1、スケジュールの下にも記載させていただいていますが、本計画事業番号34「やさしいまちづくりを担う人材育成の推進」の取組において、今回作成しているヒント集をテキストとして活用するなど、連携して事業を進めていきたいと考えております。

資料5-1にお戻りください。

令和7年度の取組についてです。

福祉のまちづくり整備助成事業の実施については、この事業は平成15年4月以前に工事に着手している建築物のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー整備を行う際の費用の2分の1を助成するという事業になっているのですが、区内の店舗、診療所などに御活用いただけるよう事業の周知を適切に行い、現場確認を行いながら整備の実施につなげていきます。

裏面、福祉のまちづくり推進条例に基づく事前協議です。

こちらについては、バリアフリーに関する最近の動向の中でも少し触れさせていただきましたが、区では、条例に定める基準に基づき事前協議を行い、建物の完成後は整備状況を確認する完了検査を行っております。

適切なバリアフリー化された建物が増えるよう、事前協議の中で誘導したり、完了検査での確認を継続して実施してまいります。

三つ目、小規模店舗改修のヒント集（通路編）の発行です。

バリアフリー化の要望が多い出入口・通路・トイレ、こちらの三つをテーマ別に分けて、3か年かけての事例集の発行を予定しているところですが、今年度については通路編を発行する予定としております。

飲食店、物販店、サービス店舗、診療所など、業態によって求められる整備なども変わってきます。整備のポイントを解説するとともに、出入口編と同様にソフト面の工夫なども盛り込み、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化について理解の促進をしていきたいと考えております。

現在、こちらの事例ヒント集の事例を収集しているところです。皆様がふだん行かれて
いるお店や病院などで、もしよい整備やよい工夫が見られていますというところがあれば、
ぜひ事務局までお知らせいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

資料5-1および資料5-2の説明は以上となります。

○部会長 ありがとうございました。

5-3は、よろしいですか。

○事務局 続きまして、資料5-3の説明をさせていただきます。

施策の柱4、取組項目2「誰もが社会参加しやすいまちをつくる」のうち、事業番号33
「ユニバーサルデザインの理解の促進」の令和7年度からの取組について御説明いたしま
す。

多様な人が社会参加する上でのバリアを理解し、ユニバーサルデザインについて継続的
に学ぶ講座として、小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室や、区民や事業者に向け
た地域講座、その地域講座を受講した方へのステップアップ講座を開催しております。

令和10年度末の目標は、資料の項目2に記載のとおり、小中学校での体験教室の開催25
校、地域講座はステップアップ講座と合わせて11回の開催としております。

10年度までの年度別の計画スケジュールは、項目3、事業のスケジュールのとおりとな
っておりまして、令和7年度は小中学校でのユニバーサルデザイン体験教室の開催可能数
を20校に拡大してまいります。

先ほどもお話をさせていただきましたが、例年周知を行っている校長会に加え、副校長会
でも周知を行いました。

また、障害者施策推進課と連携し、学校が選択できる授業のメニューも拡充しておりま
す。

区民に向けて実施していた地域講座は、令和6年度まで2種類年4回で開催していたと
ころを、4種類年8回という形で内容を充実させて実施していくことになっております。

例年開催しております「今さら聞けないユニバーサルデザインの基本」という一番初期
のユニバーサルデザインを理解していただく導入の講座ですが、こちらを令和7年度は今
まで開催したことがない練馬地域以外の大泉で開催しました。

また、昨年度から新たに開催をしておりますユニバーサルマナー検定3級という講座に
つきましては、今年度は開催回数を増やしまして、昨年度と異なる地域で実施いたします。
講座を受講した方には、検定の認定証を差し上げておりまして、受講者が多く集まってい
る状況になっています。

今年度からの新規の講座としまして、事業者の方にも役立つ講座を2つ新たに開催いた
します。グラフィックユニバーサルデザインとユニバーサルワークの2講座になります。

グラフィックユニバーサルデザインの講座は、多様な人に必要な情報が伝わるよう、見
やすく分かりやすいデザインについて学ぶ講座です。7月に開催いたしました。こちらは
オンラインでの受講を可能としましたため、多くの申込みをいただきました。

これから開催するユニバーサルワークは、精神・発達障害者の方と一緒に働くために必
要な基礎理解、実践的な対応方法について学ぶ講座となります。

また、これらの地域講座でユニバーサルデザインの基礎を学んだ方を対象に、具体的に
車椅子の操作方法や視覚障害者の誘導方法などを学ぶステップアップ講座を開催しており

ます。

昨年度からは、さらに、このステップアップ講座を受講した方に対し、ステップアップ講座2を開催しています。

ステップアップ講座の2は、UDグッズ指導員養成の講座となります。

このUDグッズ指導員につきましては、令和8年度から小中学校への派遣を予定しております。

小中学校へ車椅子や白杖、高齢者疑似体験キットなどの貸出しを行っておりますが、こちらの用具の正しい使い方や、当事者と接する際に知っておきたい知識などを子どもたちに伝え、使い方の指導を行う指導員をこのステップアップ講座の2で養成していきます。

ステップアップ講座の2を受講し、指導員を希望する方には試験を実施して、合格した方をUDグッズ指導員として認定いたします。今年度は試験を行いまして、4名の方が合格されました。

区民の方に学んで身につけていただいた知識を実際に地域の中で生かしていただきながら、先生方に代わって正しい知識を子どもたちに伝えていく授業のサポートを行うという新たな取組となります。

以上が令和7年度以降の「ユニバーサルデザインの理解の促進」の取組の紹介となります。

○部会長 ありがとうございました。資料5の説明がありました。

国の方策は大きな建物でないとなかなかバリアフリー法がかかってこないわけですが、そうではない、生活に根ざした地域にある小さな建物も少しでも使いやすくなるようにということで、こういったヒント集が作られたものと思います。

それから、ソフト面に関しましても、理解促進ということで様々な講座を充実されているということですね。

私の方から、UDグッズはよく使われている言葉なのでしょうか。

○事務局 UDグッズは、我々の中でUD（ユニバーサルデザイン）を学ぶためのグッズを総称して使わせていただいているものにはなります。

○部会長 他に何かございますでしょうか。

少しずつ進めていくというところを期待しておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

次第9番の次回の日程につきまして、事務局からお願いします。

○事務局 事務局です。

次回の日程につきましては、次第9に記載があるとおおり、令和8年3月中旬頃を予定しております。現在、まだ日程調整中ですので、お示しができる段になりましたら改めて書面で御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

年度末のお忙しい時期になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、本日の議題は全て終了となります。大分長くなってしまいまして申し訳ございません。

特に何かなければこれで閉会とさせていただこうと思いますが、いかがでしょう。よろしいですかね。

そうしましたら、他に事務局から事務連絡がございますでしょうか。

○事務局 本日はマイクの不具合がありまして、一部聞き取りにくいところ等がありまして、大変申し訳ありませんでした。

また、本日は限られた時間の中での議論でしたので、伝えきれなかった意見とか、戻っていただいて確認したときに確認をしたい事項などがございましたら、事務局宛にお電話やメールなどでお知らせいただければ対応させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○部会長 ありがとうございます。

本日も皆様から貴重な意見をいただきまして、今後の進め方についても意見をいただきましたので、これからも推進していきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第6期第1回福祉のまちづくり部会を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。